

平成30年度事業計画書

(概要)

平成25年4月1日より「非営利型の一般社団法人」への移行認可を内閣府より取得し、毎年「公益目的支出計画実施報告書」を提出して来ましたが、各事業が毎年度順調に進展し、平成27年度（平成28年3月末）までの3年間で完了することが出来ましたので、平成28年12月12日に内閣府より実施完了の確認書を受領しました。昨年度からは内閣府への公益目的支出計画書の提出や実施報告書の提出義務はなくなりましたが、基本的には定款第5条に規定される各事業について年間の事業計画を策定して実施して行きます。

(事業活動)

事業1. ジュニアヨットクラブの普及活動と競技会開催に関する事業

(定款第5条 第1項 第3号及び第7号)

1. 国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2018（別府大会）
8月3日（金）～5日（日）、大分県別府北浜ヨットハーバーを会場に、大分県セーリング連盟とB&G別府海洋クラブとの共同主催にて開催します。
海外からも6カ国を招聘する予定ですので、出来るだけ沢山の参加クラブ、参加人数を得て楽しい大会にしたいと考えています。
シーマンシップに溢れた選手、指導者、クラブを表彰する「小澤吉太郎特別賞」も設けています。
国内クラブ対抗レースの上位3クラブには、海外セーリング研修派遣資格各1名授与の特別賞を予定します。
2. 第28回ジュニアヨット国際親善東京レガッタ（ミキハウスカップ東京2018）
9月9日（日）、東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所を会場に、東京都ヨット連盟との共同主催で開催します。昨年同様に江東区のK. インターナショナルスクールやその他の外国の子供達にも呼び掛けて体験セーリングプログラムを企画します。
クラブ対抗レースも実施し、優勝クラブには海外セーリング研修派遣資格1名授与の特別賞も予定します。
3. 第7回ジュニアヨット国際親善大阪レガッタ（ミキハウスカップ大阪2018）
10月13日（土）～14日（日）、今年は大阪府ヨットセーリング連盟の協力を頂いて、二色ハーバーで開催する予定です。
インターナショナルスクール等の阪神在住の外国の子供達に呼び掛けて体験試乗会を実施し国際交流を図り、又、阪神地区の連盟未登録国内クラブにも呼び掛けて参加選手の増加に努力し、多くのクラブの参加で安全で楽しい大会としたいと考えます。
クラブ対抗レースも実施し、優勝クラブには海外セーリング研修派遣資格1名授与の特別賞を予定します。
4. 第6回ジュニアヨットクラブジャンボリー
本年度のジュニアヨットクラブジャンボリーを、ゴールデンウィークの5月3日

(木・祝)～5日(土・祝)の日程で、茨城県行方市の高須海洋運動場と白浜青年の家を利用させて頂いて開催する予定です。
OP級ヨットでのセーリングやカヌーなどマリンスポーツの楽しさを体験し、クラブの枠を超えた合宿で団体生活での規律を経験します。

事業2. 諸外国との交流・親善に関する事業
(定款第5条 第1項 第4号)

1. 外国チームの招聘事業

8月3日～5日、国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2018を、大分県別府北浜ヨットハーバーで開催しますが、6カ国(ニュージーランド、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ王国、香港、ロシア等々の内6カ国)から各3名のジュニアセーラーと監督・コーチ1名の合計24名を招聘して、交流と親善を図ります。

2. 海外セーリング研修派遣事業

国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2018のクラブ対抗レースの上位3クラブに、海外セーリング研修参加資格それぞれ1名を授与する特別賞を設けます。各クラブからはジュニアセーラーを選出して頂き、連盟役員が引率して海外セーリング研修に参加して頂き、その往復渡航費用の一部を連盟で負担支援します。又、9月9日開催のミキハウスカップ東京2018及び10月13日～14日開催のミキハウスカップ大阪2018に於いて実施するクラブ対抗レースでそれぞれ優勝したクラブに、クラブのジュニアセーラー1名を海外セーリング研修に参加する資格を授与する特別賞を設け、連盟役員が引率し、選手の往復渡航費用の一部を連盟で負担支援します。

これらの海外セーリング研修派遣の詳細(日程、研修地)については、国際委員会で検討して行きます。

事業3. ジュニアヨットクラブの指導者の養成に関する事業
(定款第5条 第1項 第1号、第2号及び第5号)

1. 管理運営及び安全確保に関する指導事業

毎年6月の定時総会の開催時や2月の理事会開催時、或いは各競技会開催時に、同じ会場を利用して指導者研修会、安全講習会を開催して、クラブの管理運営や安全確保等について講習や意見交換を行います。

又、各競技会開催時にはジュニアセーラーも含めて安全講習会を行います。

2. 指導者の養成事業

連盟の公認指導員制度に従って、各クラブから新規公認の申請募集を行うと共に、4年毎の更新認定の募集も行います。

尚、昨年度から、「ジュニアヨットクラブ公認指導員認定に関する細則」を改訂しましたので、各クラブのより多くの指導員の方々に公認指導員の資格を取得して頂き一層の活躍をして頂きたいと考えています。

登録クラブからの要請があれば、連盟から役員をクラブに出張派遣して指導者への講習等、クラブ運営指導や指導者の養成を行うこととし、指導育成委員会としても積極的に登録クラブに呼び掛ける活動もします。

3. 管理運営及び安全確保に関する調査研究事業

新艇開発委員会等諸々の問題について適宜委員会を組織して調査研究を進めます。

事業4. ジュニアヨットクラブに関する広報活動及び刊行物の発行に関する事業

(定款第5条 第1項 第6号)

ホームページによる広報活動と共に、広報誌「ユースセーリング第87号」は本年10月を目標に発行します。その前後の期間には随時に「JJYU通信」を発行し、希望する事前登録メンバー（正会員、特別会員、登録クラブの指導者、保護者、ジュニアセーラーその他セーリング界関係者）に、タイミング良くE-mailやファックスで発信して、各クラブその他の皆さんとのコミュニケーションに努めます。

以上